平成25年 No.20

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程 東京学芸大学弓道場管理運営規則等の一部を改正する規則 東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する実施細則 国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部小学校教員資格認定試験実施部会要項 等の一部を改正する要項

制定理由

理事及び副学長の体制の変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

理事及び副学長の体制の変更に伴い,形式的な改正であるため,学長決裁により処理し,教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年5月16日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第19号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程(平成17年規程第29号)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学地球温暖化対策の推進に関する規程(平成17年規 程第30号)
- (3) 東京学芸大学学芸の森環境機構規程(平成18年規程第22号)
- (4) 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)
- (5) 東京学芸大学教室主任会規程(平成20年規程第2号)
- (6) 東京学芸大学教務委員会規程(平成22年規程第9号)
- (7) 東京学芸大学教育実習委員会規程(平成16年規程第10号)
- (8) 国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程(平成20年規程第30号)
- (9)東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程(平成23年規程第9号)
- (10) 東京学芸大学カリキュラム改訂特別委員会規程(平成24年規程第22号)
- (11) 東京学芸大学学生委員会規程(平成11年規程第5号)
- (12)東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程(平成10年規程第16号)
- (13) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程(平成16年 規程第57号)
- (14) 東京学芸大学職業紹介業務運営規程(平成16年規程第12号)
- (15) 東京学芸大学学生の懲戒に関する規程(平成19年規程第11号)
- (16) 東京学芸大学学部入試委員会規程(昭和41年規程第18号)
- (17) 東京学芸大学入試情報委員会規程(平成20年規程第4号)
- (18) 東京学芸大学教職大学院運営規程(平成20年規程第26号)
- (19) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程(平成20年規程第3号)
- (20) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学) 規程 (平成8年規程第12号)

- (21)東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程(平成22年規程第30号)
- (22) 東京学芸大学研究倫理規程 (平成15年規程第4号)
- (23) 東京学芸大学利益相反委員会規程(平成24年規程第19号)
- (24)国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程(平成19年規程第31号)
- (25)国立大学法人東京学芸大学職務発明規程(平成16年規程第18号)
- (26) 東京学芸大学環境安全委員会規程(平成20年規程第6号)
- (27) 東京学芸大学国際交流会館規程(平成6年規程第10号)
- (28) 学芸大学・FC東京・小金井市運営協議会規程(平成16年規程第23号)
- (29) 東京学芸大学メールマガジン発行規程(平成24年規程第15号)
- (30) 東京学芸大学環境教育研究センター規程(平成6年規程第13号)
- (31)東京学芸大学教育実践研究支援センター規程(平成16年規程第5号)
- (32)東京学芸大学留学生センター規程(平成10年規程第11号)
- (33)東京学芸大学国際教育センター規程(昭和58年規程10号)
- (34) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程(平成12年規程第6号)
- (35)東京学芸大学保健管理センター規程(昭和58年規程第11号)
- (36) 東京学芸大学情報処理センター規程(平成元年規程第6号)
- (37)東京学芸大学理科教員高度支援センター規程(平成23年規程第22号)
- (38) 東京学芸大学学生相談センター規程(平成18年規程第6号)
- (39)東京学芸大学学生キャリア支援センター規程(平成19年規程第28号)
- (40) 東京学芸大学附属学校運営規程(平成16年規程第24号)
- (41) 東京学芸大学附属学校研究会規程(平成24年規程第4号)
- (42) 東京学芸大学総合学生支援機構規程(平成19年規程第30号)
- (43)国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程(平成24年規程第9号)
- (44) 東京学芸大学学生表彰規程(平成21年規程第2号)
- (45)国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程(平成25年規程第15号)
- (46) 東京学芸大学基金管理運営規程(平成24年規程第8号)

東京学芸大学弓道場管理運営規則等の一部を改正する規則を次のように 制定する。

平成25年5月16日

国立大学法人東京学芸大学長 村 松 泰 子

平成25年規則第14号

国立大学法人東京学芸大学弓道場管理運営規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学弓道場管理運営規則(平成21年規則第31号)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則(平成19年規則第28号)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則(昭和52年規則第10号)

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成25年5月16日

国立大学法人東京学芸大学長 村 松 泰 子

平成25年細則第3号

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部について,別紙新旧対照表の右欄を, 左欄のように改正する。 国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年5月16日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部小学校教員資格認定試験実施部 会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部小学校教員資格認定試験実施部会要項(平成20年5月8日制定)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部幼稚園教員資格認定試験実施部会要項(平成20年5月8日制定)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部指定教員養成機関指導部会要項 (平成20年5月8日制定)
- (4) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項(平成20年7月10日 制定)
- (5) 東京学芸大学教室主任会大学説明会実施部会要項(平成20年4月2日制定)
- (6) 東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項(平成20年5月 16日制定)
- (7) 東京学芸大学現職教員支援委員会 e ラーニング免許状更新講習実施部会要項 (平成22年6月24日制定)
- (8) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項(平成20年4月2 日制定)
- (9) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項(平成 20年4月2日制定)
- (10) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会カリキュラム運営部会要項 (平成20年4月2日制定)
- (11) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会 1 0 月入学運営部会要項 (平成 20年 4 月 2 日制定)
- (12) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学) 要項

(13)国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会要項

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は <u>総務を所掌する理事</u> をもって充てる。 2 委員長は、委員会を収集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す	第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は <u>理事(総務担当)</u> をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
る。 <u>附 則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(統括マネージャー) 第4条 本学に、地球温暖化対策統括マネージャー(以下「統括マネージャー」 という。)を置き、 <u>総務を所掌する理事</u> をもって充てる。	(統括マネージャー) 第4条 本学に,地球温暖化対策統括マネージャー(以下「統括マネージャー」という。)を置き, <u>理事(総務担当)</u> をもって充てる。
〔省略〕	〔省略〕
(議長等) 第11条 協議会に議長及び副議長を置き、 <u>総務を所掌する理事</u> をもって充て、 副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。 2 協議会は、議長が招集する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。	(議長等) 第11条 協議会に議長及び副議長を置き、 <u>理事(総務担当)</u> をもって充て、副 議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。 2 協議会は、議長が招集する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学学芸の森環境機構規程の一部改正について

改正	現 行
改 正 (組織) 第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 総務課長 (4) 財務課長 (5) 経理課長 (6) 施設課長 (7) その他学長が必要と認めた者 若干名	現 行 (組織) 第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 副学長(総務担当) (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 総務課長 (4) 財務課長 (5) 経理課長 (6) 施設課長 (7) その他学長が必要と認めた者 若干名
(7) その他子及が必要と認めた有。右下名 <u>附 則</u> この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	(1) てり他子文が必安と診めた有 石下石

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

业 正

[省略]

(選考委員会の委員長)

- 第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系長にあっては、当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下同じ。)を、前条第3項に定めるものにあっては、総務を所掌する副学長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催)
- 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長(センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は日時、場所及び委員名を教授会(センターにあっては、総合教育科学系教授会(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系教授会。)及び当該センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。
- 2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、<u>総務を所掌する副学長</u>は、前項に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。 (報告)
- 第12条 第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至った 経緯を客員教授等候補者選考報告書(様式第3)により、教授会及び教育研究 評議会(第6条第3項に係るものにあっては、教育研究評議会)に報告しなけ ればならない。
- 2 第6条第3項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 当該学系長(第6条第3項に係るものにあっては,総務を所掌する副学長) は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及 び組織で称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書(様式第3)により、教授会及び教育研究評議会(第6条第3項に係るものにあっては、教育研

〔省略〕

(選考委員会の委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては、当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下同じ。)を、前条第3項に定めるものにあっては、<u>副</u>学長(総務担当)をもって充てる。

行

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催)

現

- 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長(センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を教授会(センターにあっては、総合教育科学系教授会(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系教授会。)及び当該センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。
- 2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、<u>副学長(総務担当)</u>は、前項 に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。 (報告)
- 第12条 第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至った 経緯を客員教授等候補者選考報告書(様式第3)により、教授会及び教育研究 評議会(第6条第3項に係るものにあっては、教育研究評議会)に報告しなけ ればならない。
- 2 第6条第3項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 当該学系長(第6条第3項に係るものにあっては、<u>副学長(総務担当)</u>)は 、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び 組織で称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書(様式第3)により 、教授会及び教育研究評議会(第6条第3項に係るものにあっては、教育研究

究評議会)に報告しなければならない。	評議会)に報告しなければならない。
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学教室主任会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教育を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 学系長 (4) 教室主任 (5) 特別支援教育特別専攻科主任 (議長等) 第4条 教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代行する。 <u>附 則</u> この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	(組織) 第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長(教育・国際担当) (2) 副学長(学生担当) (3) 学系長 (4) 教室主任 (5) 特別支援教育特別専攻科主任 (議長等) 第4条 教室主任会は、副学長(教育・国際担当)が招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代 行する。 [省略]

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名	(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名
(2) 教育を所掌する副学長が委嘱する者 若干名	(2) <u>副学長(教育・国際担当)</u> が委嘱する者 若干名
(3) 学務課長	(3) 学務課長
(4) 学生課長	(4) 学生課長
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号及び第2号の委員の	第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号及び第2号の委員の
うちから <u>教育を所掌する副学長</u> が指名する。	うちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す
る。	る。
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席)	(委員以外の者の出席)
第8条 教育を所掌する副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる	第8条 <u>副学長</u> は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。
ことができる。	2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができ
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができ	る。
る。	
附則	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

制定理由:理事及り副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) 教育を所掌する副学長	(1) <u>副学長(教育等担当)</u>
(2) 教育実践研究支援センター長	(2) 教育実践研究支援センター長
(3) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名	(3) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名
(4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員	(4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員
(5) 附属学校運営参事	(5) 附属学校運営参事
(6) 学務課長	(6) 学務課長
(7) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名	(7) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育を所掌する副学長を	
もって充て、副委員長は第3条第2号から第5号までの委員のうちから委員長	もって充て、副委員長は第3条第2号から第5号までの委員のうちから委員長
が指名する。	が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す
る。	る。
〔省略〕	〔省略〕
附 則	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
	〔省略〕
組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) <u>学長が指名する副学長</u>	(1) <u>副学長(教育・国際担当)</u>
<u>削除</u>	(2) <u>副学長(学生担当)</u>
(2) 附属学校運営参事 1名	(3) 附属学校運営参事 1名
(3) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名	(<u>4</u>) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名
(4) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名	(<u>5</u>) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名
(任期)	(任期)
第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。た	第5条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
だし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長等)	(委員長等)
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員をも	
って充て、副委員長は第4条第2号から第4号の委員のうちから委員長が指名	<u>当)</u> をもって充て、副委員長は第4条第2号から第 <u>5</u> 号の委員のうちから委員
する。	長が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す
る。 	
第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことがで	
きない。 <u>(削 除)</u>	きない。ただし、第4条第6号の委員については、当該委員が指名した代理者
2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の	の出席を可とする。
2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
このは、成尺で八八ヶ分ところによる。	ときは、議長の決するところによる。
[省略]	〔省略〕
附則	COLHY

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 大学院を所掌する 副学長が委嘱する者 6名	(1) <u>副学長(教育・国際担当)</u> が委嘱する者 6名
(2) 学務課長	(2) 学務課長
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちか大	第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから
学院を所掌する副学長が指名する。	<u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代
行する。	行する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u>	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学カリキュラム改訂特別委員会規程の一部改正について

では、正学及び制子及の体制の変更に行い、所奏の以上を行うものである。 改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 教育を所掌する副学長(2) 学系長(3) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名(4) 学長が委嘱した教員 若干名	 (1) <u>副学長(教育・国際担当)</u> (2) 学系長 (3) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名 (4) 学長が委嘱した教員 若干名
(5) 学務部長 〔省略〕	(5) 学務部長 〔省略〕
附則 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のう	第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のう
ちから <u>学生を所掌する副学長</u> が指名する。	ちから <u>副学長(学生担当)</u> が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行
する。	する。
	〔省略〕
附則	Carhy
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>学生を所掌する副学長</u>が委嘱する者 2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 総務部長 (5) 学務部長 	(組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>副学長(学生等担当)</u> が委嘱する者 2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 総務部長 (5) 学務部長
2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。 (委員長等)	2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。 (委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから <u>学生を所掌する副学長</u> が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き,前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから <u>副学長(学生等担当)</u> が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

〔省略〕

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

する。

〔省略〕

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

制定理由:理事及U割子式VI体制VI及更に行Vi,所安VI以正を11)ものである。	田 仁
改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) 学長	(1) 学長
(2) 学生を所掌する 副学長	(2) <u>副学長(学生担当)</u>
(3) 学系長	(3) 学系長
(4) 大学院連合学校教育学研究科長	(4) 大学院連合学校教育学研究科長
(5) 学生委員会委員長	(5) 学生委員会委員長
(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名	(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
附 則	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学職業紹介業務運営規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(職業紹介業務の担当者) 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者(以下「担当者」という。)を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 (1) 学生を所掌する副学長 (2) 学生キャリア支援センター職員 (3) 就職業務を担当する職員	(職業紹介業務の担当者) 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者(以下「担当者」という。)を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 (1) <u>副学長(学生等担当)</u> (2) 学生キャリア支援センター職員 (3) 就職業務を担当する職員
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用 する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

 改
 正

 現
 行

[省略]

(調査及び審議)

第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う

- 2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。なお、当該学生が正当な理由なく口頭による意見陳情の機会の場に出席しなかった場合、又は文書を提出しなかった場合には、この機会を放棄したものとみなす。
- 3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取 を行うことができる。
- 4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 <u>学生を所掌する副学長</u>は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。

〔省略〕

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

〔省略〕

(調査及び審議)

第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う

- 2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。なお、当該学生が正当な理由なく口頭による意見陳情の機会の場に出席しなかった場合、又は文書を提出しなかった場合には、この機会を放棄したものとみなす。
- 3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取 を行うことができる。
- 4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 <u>副学長(学生担当)</u>は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。

〔省略〕

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

- 制足理由:理事及U副子長の体制の変更に伴い、所要の以正を行うものである。 -	
改正	現行
〔省略〕 (委員長等)	〔省略〕 (委員長等)
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第4条第1号の委員のうちから <u>教育を所掌する副学長</u> が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行する。 [省略]	第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第4条第1号の委員のうちから <u>副</u> 学長(教育・国際担当)が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行する。 〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 る。 〔省略〕	(委員以外の者の出席) 第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 る。 〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学入試情報委員会規程の一部改正について

改正	現 行
[省略] (委員長等) 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第5条第1号の委員のうちから <u>教</u> 育を所掌する副学長が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行する。 [省略] <u>附 則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	[省略] (委員長等) 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第5条第1号の委員のうちから <u>副</u> 学長(教育・国際担当)が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行する。 [省略]

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(教職大学院長) 第5条 教職大学院に教職大学院長を置き, <u>大学院を所掌する副学長</u> をもって充 てる。 2 教職大学院長は,教職大学院を統括する。	(教職大学院長) 第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、 <u>副学長(教育・国際担当)</u> をもって 充てる。 2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 大学院を所掌する副学長	(組織) 第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長(教育・国際担当) (2) 副学長(学生担当) (3) 学系長 (4) 専攻代表 (委員長等) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員長は <u>副学長(教育・国際担当</u>)をもって充て,副委員長は学系長のうちから委員長が指名する。 2 委員長は委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行する。 [省略]
(会議) 第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上の病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、第3条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(会議) 第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上の病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、第3条第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(拡大研究科運営委員会)	(拡大研究科運営委員会)

第7条 第1項~第3項 省略

第7条 第1項~第3項 省略

4 第4条第2項及び第3項,第5条並びに第6条の規定は,拡大研究科運営委員会に準用する。ただし,第5条第1項ただし書中「第3条第3号の委員」とあるのは,「第3条第3号の委員及びコース(サブコースを置くコースにあっては,サブコース)ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

4 第4条第2項及び第3項,第5条並びに第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第4号の委員」とあるのは、「第3条第4号の委員及びコース(サブコースを置くコースにあっては、サブコース)ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

<u>附 則</u>

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程の一部改正について

制定理由:理事及ひ副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 副学長(研究・附属学校担当)
(2) 研究科長	(2) 研究科長
(3) 研究科専任教員	(3) 研究科専任教員
(4) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出	(4) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出
された委員	された委員
(5) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者	(5) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者
(6) 各連合講座の東京学芸大学副部会代表者	(6) 各連合講座の東京学芸大学副部会代表者
2 前項第4号の委員は、第5号又は第6号の委員を兼ねることができる。	2 前項第4号の委員は、第5号又は第6号の委員を兼ねることができる。
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名する副学長	第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長(研究・附属学校
を、副委員長は第3条第1項第4号の委員をもって充てる。	担当)を、副委員長は第3条第1項第4号の委員をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す	3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す
る。	る。
〔省略〕	〔省略〕
附 則	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程の一部改正について

一 改 正	現
	7. 11
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 情報を所掌する副学長(最高情報セキュリティ責任者)	(1) 副学長(広報・情報基盤担当) (最高情報セキュリティ責任者)
(2) 学系長 (部局情報セキュリティ管理責任者)	(2) 学系長 (部局情報セキュリティ管理責任者)
(3) 情報処理センター長(全学システム管理責任者)	(3) 情報処理センター長(全学システム管理責任者)
(4) 附属学校運営参事 1名	(4) 附属学校運営参事 1名
(5) 事務局長	(5) 事務局長
(6) 学長が委嘱する教員 若干名	(6) 学長が委嘱する教員 若干名
(7) 学長が委嘱する事務職員 若干名	(7) 学長が委嘱する事務職員 若干名
(委員長等)	(委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は情報を所掌する副学長	第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>副学長(広報・情報基盤</u>
を、副委員長は情報処理センター長をもって充てる。	<u>担当)</u> を、副委員長は情報処理センター長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集する。	2 委員長は、委員会を招集する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行
する。	する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u>	
この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究を所掌する副学長 (2) 総務を所掌する副学長 (3) 各学系から推薦された教員 各1名 (4) 保健管理センターに所属する教員 1名 (5) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は研究を所掌する副学長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長(研究・附属学校担当) (2) 副学長(総務担当) (3) 各学系から推薦された教員 各1名 (4) 保健管理センターに所属する教員 1名 (5) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長(研究・附属学校担当)をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。	3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学利益相反委員会規程の一部改正について

制足性由・性事及U割子式V/平削V/変更に行V; 別安V以正を11 7 もりてめる。	in the state of th
改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第4条 委員会は,次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>研究を所掌する副学長</u> (2) 学系長	(組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>理事(研究・附属学校担当)</u> (2) 学系長
(3) 事務局長(4) 教育研究支援部長(5) 第6条第1項に定める委員会が必要と認めた者 若干名	(3) 事務局長(4) 教育研究支援部長(5) 第6条第1項に定める委員会が必要と認めた者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(温田本子・日人 の記 田)	(知本子早への礼理)
(調査委員会の設置)	(調査委員会の設置) なる 発見が 選択 (オアは田の田へが 野なすび) は しゅ オアンドストル
第7条 学長は、通報(不正使用の場合は、監査又は通報)により、不正が疑わ	第7条 学長は、通報(不正使用の場合は、監査又は通報)により、不正が疑わ
れる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければな	れる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければな
らない。	らない。
2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 研究を所掌する副学長	(1) 理事 (研究・附属学校担当)
(2) 教育研究評議会評議員 2名	(2) 教育研究評議会評議員 2名
(3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名	(3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
(4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長	(4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長
(5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名	(5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名
(6) 事務局長	(6) 事務局長
(7) その他学長が必要と認めた者 若干名	(7) その他学長が必要と認めた者 若干名
3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関	3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関
する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。	する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。
4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。	4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。
5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。	5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。
6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。	6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。
7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。	7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部教育研究支援	8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部教育研究支援
課が処理する。	課が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
附則	

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総務を所掌する副学長 (2) 研究を所掌する副学長 (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長(第2条第4号イの職員等の場合にあっては、当該研究等に関係する部局の長) (4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名 2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。 〔省略〕	(組織) 第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長(総務担当)</u> (2) <u>副学長(研究・附属学校担当)</u> (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長(第2条第4号イの職員等の場合にあっては、当該研究等に関係する部局の長) (4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名 2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。 〔省略〕
(委員長等) 第15条 審査委員会に委員会を置き、 <u>総務を所掌する副学長</u> をもって充てる。 2 審査委員会に副委員長を置き、第13条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。 3 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。	から委員長が指名する。 3 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(省略)	

国立大学法人東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等) 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第5条第1号及び第2号の委員の うちから <u>総務を所掌する副学長</u> が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行す る。	(委員長等) 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第5条第1号及び第2号の委員の うちから <u>副学長(総務担当)</u> が指名する。 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるときは,その職務を代行す る。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(館長等) 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補佐する者として副館長を置き、 <u>国際を所掌する副学長</u> をもって充てる。	(館長等) 第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。 2 館長は、会館の業務を掌理する。 3 館長の業務を補佐する者として副館長を置き、 <u>副学長(学生担当)</u> をもって 充てる。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

改正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 社会連携を所掌する副学長 (2) 本学教職員のうちから学長が委嘱する者 若干名 (3) FC東京から選出された者 若干名 (4) 小金井市から選出された者 若干名 (5) その他運営協議会が必要と認めた者 若干名	〔省略〕 (組織) 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長(事務局等担当)</u> (2) 本学教職員のうちから学長が委嘱する者 若干名 (3) F C東京から選出された者 若干名 (4) 小金井市から選出された者 若干名 (5) その他運営協議会が必要と認めた者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
(議長等) 第6条 運営協議会に議長及び副議長を置き、議長は <u>社会連携を所掌する副学長</u> をもって充て、副議長は議長が指名する。 2 運営協議会は、議長が主宰する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。	(議長等) 第6条 運営協議会に議長及び副議長を置き、議長は <u>副学長(事務局等担当)</u> を もって充て、副議長は議長が指名する。 2 運営協議会は、議長が主宰する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

同だ在田・在事及し田子及ップ中間ック及文に中で、 別安ップ以上を行 ブ もってのる。	
改正	現
(組織) 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 情報処理センター専任教員 (4) 情報基盤課長 (5) 学務課副課長 (6) 学生課副課長(キャリア支援室長)	(組織) 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報化統括責任者である副学長(広報・情報基盤担当) (2) 副学長(学生担当) (3) 情報処理センター専任教員 (4) 情報基盤課長 (5) 学務課副課長 (6) 学生課副課長(キャリア支援室長)
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 2名 (3) <u>学長が指名する副学長</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	(組織) 第8条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 2名 (3) <u>副学長(研究・附属学校担当)</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附 則 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

一世年度の中間の変更に行い、別安の改正を行うものである。 改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第9条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第9条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名	(2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名
(3) 学長が指名する副学長	(3) 副学長(研究・附属学校担当)
(4) 学系長	(4) 学系長
(5) 附属図書館長	(5) 附属図書館長
(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 国際戦略推進本部から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 附則 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	(組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) <u>副学長(教育・国際担当)</u> (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 国際戦略推進本部から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 〔省略〕

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第14条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第14条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) センターに所属する専任教員 3名	(2) センターに所属する専任教員 3名
(3) 学長が指名する副学長	(3) <u>副学長(研究・附属学校担当)</u>
(4) 学系長	(4) 学系長
(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附 則 この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第15条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第15条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) センターに所属する専任教員 3名	(2) センターに所属する専任教員 3名
(3) 学長が指名する副学長	(3) 副学長(研究・附属学校担当)
(4) 学系長	(4) 学系長
(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 所長	(1) 所長
(2) センターに所属する専任教員	(2) センターに所属する専任教員
(3) 学長が指名する副学長	(3) <u>副学長(学生担当)</u>
(4) 学系長	(4) 学系長
(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。	2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
3 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことがで	3 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことがで
きる。	きる。
4 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。	4 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

制定理由:理事及O副字長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。 改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) センターに所属する専任教員	(2) センターに所属する専任教員
(3) <u>学長が指名する副学長</u>	(3) <u>副学長(広報・情報基盤担当)</u>
(4) 学系長	(4) 学系長
(5) 附属図書館長	(5) 附属図書館長
(6) 学長が委嘱する教員 若干名	(6) 学長が委嘱する教員 若干名
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

	租行
改 正 〔省略〕 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長	現 〔省略〕 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長
(2) センターに所属する専任教員(3) <u>学長が指名する副学長</u>(4) 学系長(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	 (2) センターに所属する専任教員 (3) <u>副学長(教育・国際担当)</u> (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	〔省略〕

東京学芸大学学生相談センター規程の一部改正について

制定理由:理事及U割子式VP制の変更に行い、別奏の以正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	[省略]
(組織) 第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が指名する副学長 (3) 学系長 (4) 保健管理センター所長 (5) 保健管理センターの専任教員 (6) その他学長が委嘱する者 若干名	(組織) 第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) <u>副学長(学生担当)</u> (3) 学系長 (4) 保健管理センター所長 (5) 保健管理センターの専任教員 (6) その他学長が委嘱する者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

制定理由:埋事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行っものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 学長が指名する副学長	(2) 副学長(学生担当)
(3) 学系長	(3) 学系長
(4) その他学長が委嘱する者 若干名	(4) その他学長が委嘱する者 若干名
〔省略〕	〔省略〕
(センター会議)	(センター会議)
第13条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関	第13条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関
する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織	する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織
するセンター会議を置く。	するセンター会議を置く。
2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。	2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。
3 学生を所掌する副学長及び第4条第3項の特命教授等は、必要に応じてセ	3 <u>副学長(学生担当)</u> 及び第4条第3項の特命教授等は、必要に応じてセン
ンター会議に出席し、意見を述べることができる。	ター会議に出席し、意見を述べることができる。
附則	
 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。 現 行 [省略] [省略] (業務の統括) (業務の統括) 第34条 附属学校を所掌する副学長は、学長の命を受け、附属学校の運営に関 第34条 副学長(研究・附属学校担当)は、学長の命を受け、附属学校の運営 する業務を統括する。 に関する業務を統括する。 (附属学校運営参事) (附属学校運営参事) 第35条 運営部に、附属学校運営参事(以下「運営参事」という。)2名を置 第35条 運営部に、附属学校運営参事(以下「運営参事」という。) 2名を置 き、本学の専任教授及び附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営 き、本学の専任教授及び附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営 に関する業務を処理する。 に関する業務を処理する。 2 運営参事は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、大学と附属学校間の 2 運営参事は、副学長(研究・附属学校担当)の監督の下に、大学と附属学校 連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する業務 間の連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する を処理する。 業務を処理する。 3~5 省略 3~5 省略 [省略] [省略] (組織) (組織) 第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長(研究・附属学校担当) (1) 附属学校を所掌する副学長 (2) 運営参事 (2) 運営参事 (3) 附属学校長又は副校長 2名 (3) 附属学校長又は副校長 2名 (4) 事務局長 (4) 事務局長 [省略] [省略] (委員長等) (委員長等) 第40条 運営会議に委員長を置き、附属学校を所掌する副学長をもって充て 第40条 運営会議に委員長を置き、副学長(研究・附属学校担当)をもって充 る。 てる。 〔省略〕 [省略] 附則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

東京学芸大学附属学校研究会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(副学長等の出席) 第8条 <u>附属学校を所掌する副学長</u> は、必要に応じて研究推進委員会に出席し、 意見を述べることができる。 2 研究推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこ とができる。	(副学長等の出席) 第8条 <u>副学長(研究・附属学校担当)</u> は、必要に応じて研究推進委員会に出席 し、意見を述べることができる。 2 研究推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこ とができる。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

[省略]

(組織)

- 第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 学生を所掌する副学長
 - (2) 学系長
 - (3) 学生相談センター長
 - (4) 学生キャリア支援センター長
 - (5) 障がい学生支援室長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員 に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 (機構長等)
- 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>学生を所掌する副学長</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。
- 2 機構長は、機構の業務を総括する。
- 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する

[省略]

(機構会議)

- 第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。
- (2, 3項 省略)
- 4 学生を所掌する副学長は、機構会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

[省略]

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

[省略]

(組織)

- 第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 副学長(学生担当)
 - (2) 学系長
 - (3) 学生相談センター長
 - (4) 学生キャリア支援センター長
 - (5) 障がい学生支援室長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員 に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 (機構長等)

行

- 第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、<u>副学長(学生担当)</u>をもって充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。
- 2 機構長は、機構の業務を総括する。
- 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する

〔省略〕

(機構会議)

- 第6条機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。
- (2, 3項 省略)
- 4 <u>副学長</u>は、機構会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

[省略]

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

一 改 正	現				
〔省略〕	〔省略〕				
(コンプライアンス組織体制)	(コンプライアンス組織体制)				
第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する	第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する				
。 2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス 総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置き、 <u>総務を所掌する理事</u> をもっ て充てる。 3 総括責任者は、学長の指示により、役職員等の意識向上及び方針の策定等、コ ンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。 4 コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、部局等にコンプライアンス 責任者(以下「責任者」という。)を置き、部局等に長をもって充てる。 5 責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。	2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置き、理事(総務担当)をもって充てる。 3 総括責任者は、学長の指示により、役職員等の意識向上及び方針の策定等、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。 4 コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、部局等にコンプライアンス責任者(以下「責任者」という。)を置き、部局等の長をもって充てる。 5 責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。				
〔省略〕	〔省略〕				
附 <u>則</u> この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。					

東京学芸大学学生表彰規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(表彰候補者の推薦) 第3条 <u>学生を所掌する副学長</u> は、前条各号のいずれかに該当すると認められる 学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦す るものとする。	(表彰候補者の推薦) 第3条 <u>副学長(学生担当)</u> は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正

[省略]

(調査の実施)

- 第7条 学長は、前条第1項に規定する調査を実施すると決定したときは、<u>総務を所</u> 掌する理事(以下、単に「理事」という。) にその調査を行わせるものとする。
- 2 理事は、当該通報対象事実について、調査の対象となる部局等に対して関係資料の提出、事実の証明、報告等の要請をするとともに、その他調査をするために必要な事項を実施することにより、調査を行うものとする。
- 3 理事は、前項の調査を行うに当たって、必要と認めたときは、調査委員会を設置することができる。
- 4 調査は事実に基づき公平不偏に実施し、公益通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。
- 5 理事は、必要に応じて、調査の進捗状況について、学長に報告するものとする。 (調査委員会)
- 第8条 前条第3項に規定する委員会は、事案ごとに置くものとする。
- 2 委員会は、次に掲げる者で組織する。
- (1) 理事
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。
- 4~6 省略

〔省略〕

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

〔省略〕

(調査の実施)

- 第7条 学長は、前条第1項に規定する調査を実施すると決定したときは、<u>理事(総</u> 務担当)(以下、単に「理事」という。)にその調査を行わせるものとする。
- 2 理事は、当該通報対象事実について、調査の対象となる部局等に対して関係資料 の提出、事実の証明、報告等の要請をするとともに、その他調査をするために必要 な事項を実施することにより、調査を行うものとする。
- 3 理事は、前項の調査を行うに当たって、必要と認めたときは、調査委員会を設置 することができる。
- 4 調査は、事実に基づき公平不偏に実施し、公益通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。
- 5 理事は、必要に応じて、調査の進捗状況について、学長に報告するものとする。 (調査委員会)
- 第8条 前条第3項に規定する委員会は、事案ごとに置くものとする。
- 2 委員会は、次に掲げる者で組織する。
- (1) 理事 (総務担当)
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、理事(総務担当)をもって充てる。

4~6 省略

[省略]

国立大学法人東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(委員長及び副委員長) 第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 副委員長は、 <u>総務を所掌する理事</u> をもって充てる。	(委員長及び副委員長) 第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 副委員長は <u>理事(総務担当)</u> をもって充てる。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(管理運営責任者等) 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、 <u>学生を所掌する</u> <u>副学長</u> をもって充てる。	(管理運営責任者等) 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、 <u>副学長(学生担当)</u> をもって充てる。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規則は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(統括管理責任者の責務) 第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、財務を所掌する理事をもって充てる。 2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、防止計画が学内において忠実に実施されているかを確認する。 3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号)第5条第1項に規定する出納命令役に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。	(統括管理責任者の責務) 第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事(総務担当)をもって充てる。 2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、防止計画が学内において忠実に実施されているかを確認する。 3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号)第5条第1項に規定する出納命令役に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。
〔省略〕 <u>附 則</u> この規則は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正] <u> </u>	現 行						
別表第2		別表第2							
〔省略〕 (総務部関係)			〔省略〕 (総務部関係)						
事 項	名 義 者	事 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者				
(1)~(28) (省略)			(1)~(28) (省略)						
(29)保育所に関する文書のうち軽易な文書	<u>総務を所掌</u> する理事	総務部長	(29)保育所に関する文書のうち軽易な文書	理事(総務 ・財務担当	総務部長				
(30)~(35) (省略)	9 公垤争		(30)~(35) (省略))					
〔省略〕 (財務施設部関係)			〔省略〕 (財務施設部関係)						
事 項	名 義 者	専 決 者	事項	名 義 者	専 決 者				
(1)~(5) (省略)(6)物品(図書を除く。)の分類換,管理換,物品の不用決定及び処分の承認に関する文書(1件の取得原価が50万円以上のものを除く。)	事務局長	財務施設部長	(1)~(5) (省略) (6)物品(図書を除く。)の分類換,管理換,物品の不用決定及び処分の承認に関する文書 (1件の取得原価が50万円以上のものを除く。)	<u>理事(総務</u> ・財務担当)	財務施設部長				
(7)物品(図書を除く。)の寄附受入に関する 文書(1件の取得原価が50万円以上のものを 除く。) (8)~(32) (省略)	事務局長	財務施設部長	(7)物品(図書を除く。)の寄附受入に関する 文書(1件の取得原価が50万円以上のものを 除く。) (8)~(32) (省略)	理事(総務 ・財務担当 <u>)</u>	財務施設部長				

(学務部関係)

事 項	名	義	者	専 決 者
(1) 入試, 学力検査実施教科, 学生募集要項 , 合格者, 入学者, 在学者及び卒業者の報 告等に関する文書	学		長	教育を所掌す る理事
〔省略〕				
(3) 学生の願い出による身分異動に関する文書	学		長	教育を所掌 する理事
〔省略〕				

(学務部関係)

事 項	名	義	者	専 決 者
(1) 入試, 学力検査実施教科, 学生募集要項 , 合格者, 入学者, 在学者及び卒業者の報 告等に関する文書	学		長	理事(教育・ 国際担当)
〔省略〕				
(3) 学生の願い出による身分異動に関する文 書	学		長	理事 <u>(教育</u> ・国際担当
〔省略〕				<u>) </u>

(監査室関係)

事 項	名	義	者	専 決 者
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監 査に関する軽易な文書	学		長	財務を所掌する理事
(2) 内部監査に関する文書	学		長	財務を所掌する理事

(監査室関係)

事 項	名	義	者	専	決	者
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監 査に関する軽易な文書	学		長	<u>理事</u> 当)	(総矛	<u> </u>
(2) 内部監査に関する文書	学		長	<u>理事</u> 当)	(総表	<u> </u>

附則

この規則は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用す

る。

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

制定理由:理事及の制学長の体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

 改 正 現 行
 〔省略〕
 (学生が所属する学内学生団体への処分)
 第7条 学生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果におい
 第7条 学生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果におい

- 第7条 字生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果において、当該行為学生が所属する学内学生団体(学生で組織する団体)の関わりが認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。
 - (1) 〔解 散〕 当該学生団体の関わりが強く、非違行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき

 - (3) 〔訓 告〕 当該学生団体の関わりがあり、非違行為が悪質であるが、本 学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき
- 2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、学生を所掌する副 学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知す る。
- 3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員 長は、<u>学生を所掌する副学長</u>及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名 で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導 を命じる。

[省略]

附則

この細則は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

て、当該行為学生が所属する学内学生団体(学生で組織する団体)の関わりが 認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。

(1) 〔解 散〕 当該学生団体の関わりが強く、非違行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき

(2) 〔活動停止〕 当該学生団体の関わりが大きく、非違行為が悪質で、結果の 重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響があるとき

- (3) 〔訓 告〕 当該学生団体の関わりがあり、非違行為が悪質であるが、本 学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき
- 2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>副学長(学生担当)</u>及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。
- 3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>副学長(学生担当)</u>及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。

[省略]

国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部小学校教員資格認定試験実施部会要項の一部改正について

改 正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第8条 受託業務推進本部長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(委員以外の者の出席) 第8条 <u>理事(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
〔省略〕 <u>附 則</u>	〔省略〕
この要項は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部幼稚園教員資格認定試験実施部会要項の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第8条 受託業務推進本部長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(委員以外の者の出席) 第8条 <u>理事(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
<u>附</u> <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学受託業務推進本部指定教員養成機関指導部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第7条 受託業務推進本部長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(委員以外の者の出席) 第7条 <u>理事(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(選考委員会の委員長) 第9条 選考委員会に委員長を置き、 <u>総務を所掌する副学長</u> をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。 3 委員会は、選考委員会の会務を掌理する。	(選考委員会の委員長) 第9条 選考委員会に委員長を置き、 <u>副学長(総務担当)</u> をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。 3 委員会は、選考委員会の会務を掌理する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学教室主任会大学説明会実施部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>教育を所掌する副学長</u> (2) 教室主任会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) 広報連携課長	〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>副学長(教育・国際担当)</u> (2) 教室主任会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) 広報連携課長
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから <u>教育を所掌する副学長</u> が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕	(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項の一部改正について

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。	第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) <u>学長が指名する副学長</u>	(1) <u>副学長(学生担当)</u>
(2) 大学院教育学研究科の各専攻(総合教育開発専攻にあっては各コース) か	(2) 大学院教育学研究科の各専攻(総合教育開発専攻にあっては各コース)か
ら選出された 教員 各1名	ら選出された 教員 各1名
(3) 学長が指名する副学長が委嘱する者 若干名	(3) <u>副学長(教育・国際担当)</u> が委嘱する者 若干名
(4) 教育企画課長	(4) 教育企画課長
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等)	(部会長等)
第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は学長が指名する副学長をも	
って充て、副部会長は第4条第2号及び第3号の委員のうちから部会長が指名	て充て、副部会長は第4条第2号及び第3号の委員のうちから部会長が指名す
する。	る。
2 部会長は、部会を招集し、議長となる。	2 部会長は、部会を招集し、議長となる。
3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行す	
る。	る。
〔省略〕	〔省略〕
第8条 学長が指名する副学長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べるこ	第8条 <u>副学長(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べ
とができる。	ることができる。
〔省略〕	[省略]
7/4 Bil	
附 則	
この要項は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学現職教員支援委員会eラーニング免許状更新講習実施部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 現職教員支援委員会委員 1名 (2) <u>学長が指名する副学長</u> が委嘱する者 若干名 (3) 教育企画課長	(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 現職教員支援委員会委員 1名 (2) 副学長(教育・国際担当) が委嘱する者 若干名 (3) 教育企画課長
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第7条 学長が指名する副学長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 〔省略〕	(委員以外の者の出席) 第7条 <u>副学長(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等) 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから大学院を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。	(部会長等) 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学説明会実施部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 大学院を所掌する副学長 (2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) 広報連携課長 〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから大学院を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。	〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>副学長(教育・国際担当)</u> (2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) 広報連携課長 〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会カリキュラム運営部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから大学院を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。	(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名し、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
〔省略〕	〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第8条 大学院を所掌する副学長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(委員以外の者の出席) 第8条 <u>副学長(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
〔省略〕	
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会10月入学運営部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから大学院を所掌する副学長が指名し、副部会長は、部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕	(部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから <u>副学長(教育・国際担当)</u> が指名し、副部会長は、部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕
(委員以外の者の出席) 第8条 大学院を所掌する副学長は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べる ことができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(委員以外の者の出席) 第8条 <u>副学長(教育・国際担当)</u> は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項の一部改正について

この要項は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

制定理由:理事及び副学長の体制の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 副学長(研究・附属学校担当)
(2) 研究科長	(2) 研究科長
(3) 研究科専任教員	(3) 研究科専任教員
(4) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出	(4) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出
された委員	された委員
(5) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者	(5) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者
(6) 主指導教員となっている者	(6) 主指導教員となっている者
2 前項第4号の委員は第5号若しくは第6号の委員又はその両者を, 第5号の	2 前項第4号の委員は第5号若しくは第6号の委員又はその両者を,第5号の
委員は第6号の委員を兼ねることができる。	委員は第6号の委員を兼ねることができる。
〔省略〕	〔省略〕
(委員長等)	(委員長等)
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名する副学長	第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>副学長(研究・附属学校</u>
を、副委員長は第3条第1項第4号の委員をもって充てる。	担当)を、副委員長は第3条第1項第4号の委員をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。	2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す	3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す
る。	る。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u>	

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会要項の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 国際を所掌する理事 (2) 国際を所掌する理事が委嘱する者 若干名 (3) 国際課長 2 前項第2号の委員は、必要に応じて非常勤講師をもって充てることができる。 3 前項の非常勤講師には、東京学芸大学特命教授等に関する規程(平成16年規程第48号)第4条の規定に基づく特命教授等の称号を付与することができる。	(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 理事(教育・国際担当) (2) 理事(教育・国際担当) が委嘱する者 若干名 (3) 国際課長 2 前項第2号の委員は、必要に応じて非常勤講師をもって充てることができる。 3 前項の非常勤講師には、東京学芸大学特命教授等に関する規程(平成16年規程第48号)第4条の規定に基づく特命教授等の称号を付与することができる。
〔省略〕	〔省略〕
(部会長等) 第6条 部会に部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから <u>国際を所</u> <u>掌する理事</u> が指名する。	(部会長等) 第6条 部会に部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから <u>理事(教育・国際担当)</u> が指名する。
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この要項は,平成25年5月16日から施行し,平成25年4月1日から適用する。	